

新型コロナウイルス感染症による出席停止、臨時休業等について

日頃は愛西市の教育にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されることとなりました。このことに伴い、**5月8日以降は以下の通りの対応とさせていただきます。**

項目	児童・生徒の状況		出席の扱い
1	検査※ ¹ 結果が陽性		出席停止※ ² <u>発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで</u>
2	検査を受けた ※濃厚接触者の特定はなくなりました	陽性	検査結果が陽性となった段階で、上記1に同じ
3		陰性	欠席扱い
4	同居の家族の検査結果が陽性		本人の体調が良ければ登校を控える必要はありませんが、本人の体調がすぐれない場合は登校を控えてください（欠席扱い）。その後、陽性が判明した場合は、上記1に同じ
5	本人もしくは同居の家族が感染した疑い（風邪症状、発熱、倦怠感等の症状がみられる）がある、もしくは検査を受ける場合		同居の家族に風邪等の症状があっても、本人の体調が良ければ登校を控える必要はありませんが、本人の体調がすぐれない場合は登校を控えてください（欠席扱い）。その後、陽性が判明した場合は、上記1に同じ

※¹ 検査は、新型コロナウイルスの感染を判断するすべての検査を指します。PCR検査、抗原検査がそれにあたります。

※² 臨時休業の必要性については保健所・学校医と協議し、臨時休業が必要であると判断された場合は、臨時休業期間や対象範囲（学校、学年、学級）について、保健所・学校医の指導のもとで決定することとします。その場合、臨時休業中に予定されている行事が中止・延期となることがあります。

<その他>

○ 学校においては、引き続き感染症対策（換気・手洗い・うがい）を行いながら教育活動を実施していきます。ご家庭におかれましても、引き続き感染症対策にご理解・ご協力をお願いいたします。

○ 教職員もしくはその家族が、1～5に該当する場合もこれに準じた対応をします。

○ 感染が確認された場合、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、陰性証明や医療機関が発行する検査結果を証明する書類の提出は必要ありませんが、学校から渡される「出席停止解除届」の提出をお願いいたします。

※ 基礎疾患があるなどの理由で登校を控える場合は、出席停止扱いにできる場合もありますので学校にご相談ください。

※ 学校に限らず、社会全体について、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じたより強い感染対策を求めることがありますので、併せてご承知おきください。

※ 感染者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないことをご家庭でも話題にしてください。